

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 5 月 21 日

分任支出負担行為担当官
広島森林管理署長 里見 昌記

1 工事概要等

(1) 工 事 名 上一飯谷林道改良工事

(2) 工事場所 広島県広島市安芸区上瀬野町

(3) 工事内容 林道改良 120m

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
なお、週休 2 日を達成できないことを理由に工期を減じることはしない。

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、技術提案書の提出を求め、当該技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式により行う。

(6) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和 3 年 11 月 1 日付け 3 林政政第 357 号林野庁林政部林政課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の解説について（試行）」（令和 3 年 11 月 1 日付け林野庁林政部林政課長事務連絡）によるものとする。

(7) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(8) 本工事は、国有林野事業の工事における競争参加資格確認資料の簡素化対象工事である。

(9) 本工事は、週休 2 日を促進するため、現場閉所による週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。
契約締結後、週休 2 日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評

定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評価において評価を行うとともに、週休 2 日の取組実績証明書を発行する。

また、本工事は、過去 1 年間（令和 6 年度）に週休 2 日の取組実績証明書（森林土木工事に限る。）の通知を受けた場合、総合評価の評価項目において加点対象となる工事である。

- (10) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で 10 km 程度又は移動時間が 60 分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (13) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (14) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 (2) の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森

林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

(5) 提出された技術提案書が適正であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき配置できること。ただし、請負金額が 4,500 万円以上の場合は専任で配置できること。この場合、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成后、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

また、主任技術者又は監理技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保し、発注者の承認を得た場合は主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。

ア 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、詳細については入札説明書による。

イ 別表 1 の 2 に示す期間に完成・引渡し完了した上記 (4) の同種工事の施工経験を有する者である場合の共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が 20% 以上である場合のものに限る。

ただし、共同企業体にあつては、1 人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。

なお、森林管理局長等が発注した同種工事に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものは施工経験として認めない。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する営業所ごとに専任として置く営業所技術者等として登録されている者にあつては、他の建設工事において主任技術者又は監理技術者として職務を兼務していない者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 近畿中国森林管理局管内において森林管理局長等が発注した同種工事のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係

がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。(入札説明書参照)

- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、別表 1 の 4 に示す区域内に所在すること。また、共同企業体として申請書、確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、別表 1 の 4 に示す区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (14) 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置を条件により認める工事であり、詳細は入札説明書による。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間：別表 1 の 5 のとおり。
 - イ 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。
 - ウ その他
電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。
ただし、紙入札方式による場合は、原則として技術提案書等を上記イに原則電子メール（提出期限必着。）で送信すること。
- (3) 技術提案書は、入札説明書に基づき作成するものとし、申請書及び確認資料と併せて提出すること。
- (4) 期限までに、技術提案書等を提出しなかった者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み
本工事は施工体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。
 - ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
 - イ 技術提案書で示された実績等により、最大 30 点の加算点を与える。
 - ウ 技術提案書、下記 6 の (11) の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じ

て、最大 30 点の施工体制評価点を与える。

エ 標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目の指針となる事項

- ア 企業の施工実績に関する事項
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ウ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
- エ 施工体制の確保に関する事項

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札し、予定価格の制限の範囲内で評価値を算出し、次のア及びイの条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格では、本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局：上記 3 の (2) のイと同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムによる入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。なお、紙入札方式による入札を予定している者等には下記アからウにより入札説明書等必要な情報を交付する。

ア 交付及び閲覧期間：別表 1 の 6 のとおり。

イ 交付及び閲覧場所：上記 3 の (2) イに同じ

ウ その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、入札書を持参することとし、なお、持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札：別表 1 の 7 のとおり。

イ 紙入札方式による入札：別表 1 の 7 のとおり。

ウ 開札：別表 1 の 7 のとおり。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、競争参加資格確認通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は、委任状を併せて持参し、入札前に確認を受けること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書（様式は自由。）を電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は自由。）を提出すること。

なお、当該工事費内訳書を提出しなかった場合は、入札を無効とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記 2 に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

エ 上記アの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 3 の (2) のイに同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 の (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 の (2) により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

- (10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）による。
- (11) 施工体制を評価するために、上記（9）の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
- (12) 建設業者は、建設業法上その営業所ごとに専任の営業所技術者等を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないが、建設業法第26条の5の要件を全て満たす場合には1工事現場を限度として当該工事の主任技術者等を兼務できる。
- (13) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた者で過去2年度間の竣工工事で工事成績評定点が65点未満を通知された者と契約する場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記2の(6)に定める要件を満たす技術者を1名現場に配置することとする。
- (14) 受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。
- (15) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款（別表1の8）」をダウンロードすること。
なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。
- (16) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[発注者綱紀保持対策](#)」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 1

工事名：上一飯谷林道改良工事

1 競争参加資格	格付年度：令和 7・8 年度 格付内容：土木一式 等 級：B 等級、C 等級又は D 等級
2 同 種 工 事	実績期間：平成 22 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事 同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、治山災害復旧工事、林道（林業専用道を含む保安林管理道等（資材運搬路を含む。））新設工事、林道改良工事、林道災害復旧工事）
3 工事成績評定点の平均点	期 間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
4 所 在 地	広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県
5 技 術 提 案 書 等	提出期間：令和 7 年 5 月 22 日～令和 7 年 6 月 4 日 17 時 00 分 提出場所：〒730-0822 広島県広島市中区吉島東 3 丁目 2 番 51 号 広島森林管理署 総務グループ 電話：050-3160-6145 メールアドレス：nyusatsu_hiroshima@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和 7 年 5 月 21 日～令和 7 年 6 月 24 日
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和 7 年 6 月 20 日 9 時 00 分 入札締切 令和 7 年 6 月 25 日 9 時 30 分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において令和 7 年 6 月 25 日 9 時 30 分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和 7 年 6 月 25 日 10 時 00 分 開札場所：広島森林管理署会議室
8 国有林野事業工事請負契約約款	令和 7 年 4 月 10 日以降に入札契約手続きを開始する工事の請負契約から適用